

NO	質問	回答
1	輸出申請の提出期限に関して、前開庁日の15時が締切となるものについて、他港での取扱いや味違いのものも実績として認められるのか。	申請提出先の動物検疫所による実績の確認を受けているものが対象となります。確認方法の詳細は、提出先の動物検疫所へ直接ご確認ください。
2	電子提出する場合、輸出国政府機関発行の証明書(H/C)の原本の確認や提出は不要となるか。	これまでどおり、H/Cの原本の確認やH/C原本の提出は必要です。
3	H/Cコピーで申請し、後日H/C原本をを電子提出する場合、ファイル添付すべきH/Cは「原本確認済みの押印があるH/C」に限るのか「H/C原本のカラーコピー」等でも良いか。	H/C原本を提出する場合は、必ず「原本確認済みの押印があるH/C」をファイル添付してください。押印のないH/C原本をカラーコピーして添付してもH/C原本とは見なされません。また、厚生労働省検疫所へH/C原本を提出する必要がなく、原本確認を行わないH/Cについては直接窓口にご提出ください。
4	H/C原本未提出の場合は通知なく変更承認をするとあったが、H/Cコピーで今までどおり検査を受けられるのか。	H/Cコピーの申請であっても、これまでどおり書類検査は行います。検査希望日の朝8:30にH/C原本未提出のもので、現物検査が省略のものについては変更承認をかけますので、H/C原本提出日を検査希望日として改めて申請(ILC)をしてください。
5	動検側での書類審査終了後、ISSが異常無として登録されれば、全て自動合格となるか。	動物検疫所側での書類検査が全て終了し、ISS登録を受けて現物検査省略の判定が自動でなされたものは、そのまま合格処理がなされます。
6	動検側での書類審査終了前にISSが異常無として登録された場合も自動合格は出るか。	動物検疫所側での書類検査が全て終了する前に、ISS登録しているものについては、書類検査後、動物検疫所が現物検査の判定と結果登録を手動で行います。
7	AUのeCertの申請について、機能の変更はあるか。	AUのeCertの機能については現行から変更ありません。
8	自動合格の詳細と、自動合格にならない例が知りたい。コンテナヤードや庫前でのコンテナ検査、実績のある非該当申請に関して自動合格はあるのか。	指定検査場所に入庫する抜き打ち検査対象の指定検疫物について、動物検疫所の書類検査に問題がなくISSで異常が認められなかった場合はシステムで現物検査判定が行われ、現物検査判定で省略となった申請は自動で合格処理されます。このため、コンテナヤードや庫前でコンテナ検査を行うものや非該当の申請については自動で処理されることはありません。また、動物検疫所の書類検査が終了していない状況でISS報告が行われた場合等も自動での処理は行われません。自動処理が行われなかった申請については、これまで通り動物検疫所職員が定時に現物検査判定及び合格登録を行います。
9	H/Cコピーや保留等で合格処理ができない申請は、何故検査日を変更しなければならないのか教えて欲しい。(横浜港宛の質問)	今後書面提出と電子提出の申請が混在することになりますが、動物検疫所では基本的に検査希望日ごとに合格処理を完結させていきます。このため、保留となった申請が過去の検査希望日に滞留し見落とされることのないように、また合格登録ができない状態であることをお伝えする意味でも変更承認を行います。一律変更承認することで、追加書類を電子提出する場合は当課へ変更承認を依頼することなく新たなファイル添付を行えるというメリットもあります。また、保留が解除された時点で検査希望日を変えて変更申請を提出いただくことで、動物検疫所側に通知がされ、円滑に対応することができそうですので御理解ください。
10	書類不備で合格処理ができない申請は変更承認を入れるとのことだが、現物検査が実施となった場合はどのタイミングで変更承認を行うのか。(横浜港宛の質問)	現物検査実施の場合は、現物検査終了後に変更承認を行います。差替えのH/Cが届く等、不備が解消された時点で変更申請をお願いします。
11	H/C原本未提出の場合、通知なく変更承認を行うとのことだが、H/Cコピーでこれまで通り現物検査を受けることは可能か。(横浜港宛の質問)	H/C原本未提出のまま現物検査実施となった場合は、H/Cコピーでの現物検査終了後に変更承認を行いますので、H/C原本を入手した際に変更申請を行ってください。 <H/C原本の提出方法> 【窓口提出】変更後の申請書を付けたH/Cを窓口で提出する。 【電子提出】変更後の申請に原本確認済みのH/CをMSHで添付する。 ※元々窓口提出していたが、原本確認済みのH/Cのみ電子提出する場合は、元々「窓口提出」した申請であることと何を添付したか分かるような名前を付けた上で送信してください。 入力例) 窓口-原本確認済H/C 等
12	第7次NACCS更改で倉庫側が活用すべき機能はあるか。	添付ファイル業務の容量が拡充(ファイル数:5件、容量:合計5MB以内)されたため、文字だけでは説明が困難な場合に補足資料として実際の貨物の外装画像を添付する等してご活用ください。また、ISS報告内容に関する確認事項があった場合、動物検疫所より連絡機能を使用する可能性があります。(連絡機能は一方通行であり返信はできません。)

※参加者の皆様からいただいたご質問は、内容を集約して記載しております。
ご質問の意図に沿っていない場合や、さらにご質問がございましたら、各管轄の動物検疫所までお問合せください。
※横浜港宛のご質問については、横浜港における手続きに関する回答であるため、他港での手続きに関する詳細は管轄の動物検疫所にお問い合わせください。